平成２４年（フ）第２５３２号
横浜市南区宿町２丁目51番地　大塚ビル３Ｂ
債務者　中山　　毅
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９８号
静岡県富士市森島287番地の11　プチハウス森島パートⅡ―106号、前住所静岡県富士市今泉1866番地
債務者　小林　秋広
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午前11時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４１号
島根県益田市高津２丁目２番10号
債務者　有福　英樹
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第５５８号
岡山市南区大福434番地１大福ハイツ203号室、旧住所岡山市南区大福119番地28
債務者　金本　昭則
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８８号
岡山県倉敷市菰池３丁目15番５号
債務者　松田　眞一
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第９７号
千葉県木更津市中島2142番地
破産者　有限会社松本企業
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４９４号
千葉県我孫子市台田１丁目１番56―707号
破産者　有限会社エヌシー・ジャパン
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５７号
茨城県土浦市本郷2119番地
破産者　有限会社慶和工業
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１２号
奈良県大和郡山市今国府町88番地の２、商業登記簿上の住所大阪市西成区南開２丁目６番28号
破産者　株式会社太陽金属成型
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２００号
釧路市西港１丁目100番４号
破産者　釧路急配株式会社
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第９４７６号
東京都板橋区小茂根２丁目27番９号
破産者　松本木材株式会社
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４１６号
大阪府大阪市西区京町堀１丁目４番16号
破産者　株式会社ブリッジ
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４号
岐阜県土岐市泉が丘町５丁目118番地
破産者　有限会社モンココ
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第８０号
岐阜県恵那市大井町2023番地４　メゾンヒルサイド203
破産者　市岡　京子
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１７２７号
京都府久世郡久御山町佐山籾池５番８
破産者　有限会社トランスポート井上
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１４号
最後の住所大阪市中央区高麗橋１―７―７ザ北浜タワー3011、住民票上の住所兵庫県西宮市西平町11番29号
破産者　被相続人亡青野秀治相続財産
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２５号
神戸市北区北五葉１丁目１番37―503号
破産者　有限会社メディカルフォーティーフォー
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７９号
神戸市須磨区妙法寺字界地88番地の19
破産者　株式会社川上組
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９０号
奈良県山辺郡山添村大字遅瀬549番地の１
破産者　五月観光株式会社
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所